

# 保育所等の利用者負担額（保育料）のあり方の検討について

## 背景

本市では、これまで増大する保育需要に対応するため、保育所整備を推進するとともに、一時保育や休日保育、さらには病児・病後児保育などの、多様な保育サービスの充実を図ってきました。(資料1, 2, 3)



## 目的

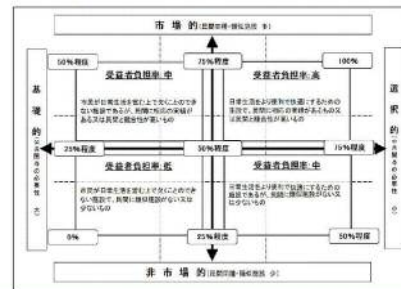
認可保育所等の保育料については、世帯の所得の状況に応じて費用負担を求めています。

**運営費の増加に対応する適正な費用負担は将来にわたって継続して見直ししていく必要があります。**

本市の他の行政サービスの利用における受益と負担の状況や、国の制度改正、他都市の状況等にも留意しながら、保育サービスの利用における受益と負担の適正化を、今後とも継続的に検討いたします。

**(参考：使用料・手数料の設定基準、今後の事務・サービス等のあり方)**

【標準的な受益者負担の考え方】



## 経緯

2011(平成23)年度に、学識経験者、幼稚園・保育所運営事業者、保護者代表等で組織する「保育サービス利用のあり方検討委員会」を設置し、保育料の改定に向けた検討を行い、次の報告を受けました。

①保護者からの応分の負担を求める。②保護者負担割合を国基準保育料に対し75%程度とする。③低所得者層及び中間層へ配慮した保育料額とする。④保護者負担能力に応じた所得税の間差額の設定や保育料額の設定を見直す。

上記報告を受け、2012(平成24)年度から3年間で、保育料の負担割合を国基準保育料の66.4%から75.0%まで段階的に引き上げました。

**(参考：3年間の推移表)**

## 現状分析

### 【他都市比較】

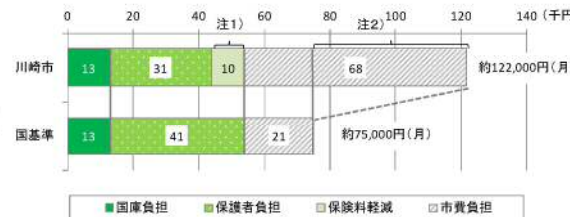
本市の保育料水準は、政令市20市の中でも4番目の高水準であるとともに、平成24年度から平成26年度の3か年で段階的に引き上げてきたことの考慮も必要です。(資料4)

都市名	最高保育料(円)			最低保育料(円)			H27 保育料
	3歳未満児	3歳	4才以上児	3歳未満児	3歳	4才以上児	
川崎	82,800	31,500	31,500	5,300	3,300	3,300	変更なし
千葉	70,900	35,770	35,770	4,110	3,320	3,320	変更
横浜	77,500	43,500	43,500	3,200	2,100	2,100	変更なし
浜松	73,600	35,300	30,300	3,000	1,900	1,900	変更
京都	85,700	35,600	28,900	2,900	2,400	2,100	変更
神戸	74,000	32,800	32,800	5,600	3,700	3,700	変更
福岡	83,200	30,200	30,200	14,200	12,400	12,400	変更なし

### 【運営経費】

高まる保育需要に対応するために、毎年20施設程度の認可保育所の整備を推進し、入所定員の拡大に努めてきたことにより保育所の運営費は年々増加し、2014(平成26)年度の保育所運営費の予算は300億円を超えている状況です。利用する子どもの処遇向上と保育料負担軽減のために独自の施策を展開していることもあり、子ども1人当たりで換算すると、月額約12万2千円となっています。(資料5, 6)

今年度施行の「子ども・子育て支援新制度」においては、国基準利用者負担額が従来水準と同額とされていることや、平成24年度から平成26年度の3か年で段階的に引き上げてきたことも考慮し、本市の平成27年度保育料は平成26年度と同水準としました。(資料8)



### 【公平性の確保】

保育料の徴収については、現年度分は各種取組により収納率の向上の成果をあげていますが、滞納繰越分については、年月の経過が進むことで徴収が困難になるため、平成27年度以降、対策強化が必要です。

### 【1号認定の利用者負担額】

1号認定幼稚園については、国から示された利用者負担額の上限水準を踏まえたうえで、本市の平成26年度保育所等の3歳以上児の保育料水準の8割程度になるよう設定しました。(資料9)

### 【基本保育料以外の料金】

保育所における一時保育や病児保育施設の利用料については、保育所保育料を基に設定していましたが、事業実施の状況、国の制度改正等を考慮した負担のあり方を検討することが必要です。

## 新制度における利用者負担の考え方

### 【国の考え方】

利用者負担は、世帯の所得の状況その他の事情を勘案して定めること(応能負担)とされており、従来制度の国基準保育料(上限)を基に国が定めた水準を上限として、市町村が定めることとなりました。

国が定める水準は、保育標準時間は旧制度と同額、保育短時間は標準の約1.7%減です。(資料7)

利用者負担額は、従来の所得税額等から、市町村民税の所得割額を算定根拠とすることとされ、市町村民税の賦課決定時期が6月であることを考慮して、年度切り替え時期は毎年9月と省令で示されました。

利用者負担額は、人件費、事業費、管理費等の全部又は一部を保護者が負担するもの。また、給食材料費相当額(2号は副食費、3号は主食費及び副食費)が含まれています。

**(参考：自治体向けFAQ)**

多子軽減の取扱いについては、就学前児童のうち最年長の子どもから順に2人目以降の子どもが同時に利用している場合、第2子について半額、第3子以降については無料です。

## 利用者負担のあり方検討の考え方

平成27年度は据え置いたが、平成28年度以降の利用者負担額の検討は、国の資料でも子ども・子育て会議とされていることから、本市においては「子ども・子育て会議 教育・保育部会」において、本年中を目途に一定の方向性を検討することとします。

会議の開催は、4~5回程度とします。

利用者負担額のあり方を踏まえての改定時期は、利用者負担額(保育料)の年度切り替え時期である9月での改定を基本として検討します。

幼稚園、保育所等の基本保育料だけでなく、延長保育や一時保育、さらには病児・病後児保育事業等の利用料についても検討対象とします。

### 【本市の改定の方向性】

①本市として、持続可能な保育サービスを提供できるよう、手数料・使用料の設定基準等を踏まえ、適切な利用者負担を設定できるよう、今後とも定期的に検討を続けたい。

②3歳以上児については、前回のあり方検討の際に、ほぼ据え置きとし、政令市比較でも、比較的低い水準であることから、今回の検討では、応分の負担をいただく方向で整理したいと考えています。

③多子減免については、第二子は、第一子の50%及び70%の設定としていますが、可能な限り第一子の50%に設定できる方向で整理したいと考えています。

④一部の世帯に負担が偏らないよう、改めて保育料表の見直しをしたいと思います。

川崎市保育料 過去3か年の金額推移表

参 考

平成26年度

平成25年度

平成24年度

(単位:円)

階層区分	定 義	3歳未満児保育料		3歳以上児保育料		3歳未満児保育料		3歳以上児保育料		3歳未満児保育料		3歳以上児保育料		(参考)国基準保育料	
		基本保育料	第2子	基本保育料	第2子	基本保育料	第2子	基本保育料	第2子	基本保育料	第2子	基本保育料	第2子	3歳未満児	3歳以上児
A	被保護世帯及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による支援給付受給世帯	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
B	市民税非課税世帯	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	9,000	6,000
C1	市民税均等割のみ	5,300	2,650	3,300	1,650	5,300	2,650	3,300	1,650	5,300	2,650	3,300	1,650		
C2	市民税所得割 5,000円未満	6,300	3,150	4,400	2,200	6,300	3,150	4,400	2,200	6,300	3,150	4,400	2,200	19,500	16,500
C3	市民税所得割 5,000円以上	7,100	3,550	5,400	2,700	7,100	3,550	5,400	2,700	7,100	3,550	5,400	2,700		
D1	所得税 1,500円未満	9,200	4,600	7,100	3,550	9,200	4,600	7,100	3,550	9,200	4,600	7,100	3,550		
D2	所得税 1,500円以上 9,500円未満	11,700	5,850	8,300	4,150	10,600	5,300	8,300	4,150	10,600	5,300	8,300	4,150		
D3	所得税 9,500円以上 18,500円未満	14,700	7,350	9,900	4,950	12,500	6,250	9,900	4,950	12,500	6,250	9,900	4,950	30,000	27,000
D4	所得税 18,500円以上 30,000円未満	18,200	9,100	12,900	6,450	15,500	7,750	12,900	6,450	15,500	7,750	12,900	6,450		
D5	所得税 30,000円以上 40,000円未満	22,000	11,000	13,400	6,700	21,500	10,750	13,400	6,700	21,000	10,500	13,400	6,700		
D6	所得税 40,000円以上 50,000円未満	25,700	12,850	17,400	8,700	24,000	12,000	17,400	8,700	23,000	11,500	17,400	8,700		
D7	所得税 50,000円以上 62,000円未満	29,500	14,750	21,300	10,650	28,000	14,000	21,300	10,650	27,000	13,500	21,300	10,650		
D8	所得税 62,000円以上 75,000円未満	33,300	16,650	24,500	12,250	32,000	16,000	24,500	12,250	31,000	15,500	24,500	12,250	44,500	41,500
D9	所得税 75,000円以上 88,000円未満	37,200	18,600	26,000	13,000	35,000	17,500	26,000	13,000	34,600	17,300	26,000	13,000		
D10	所得税 88,000円以上 103,000円未満	41,200	20,600	27,000	13,500	38,300	19,150	27,000	13,500	38,000	19,000	27,000	13,500		
D11	所得税 103,000円以上 128,000円未満	45,200	22,600	29,500	14,750	42,300	21,150	29,500	14,750	38,800	19,400	29,500	14,750		
D12	所得税 128,000円以上 162,500円未満	50,000	25,000	30,500	15,250	47,100	23,550	30,500	15,250	43,100	21,550	30,500	15,250		
D13	所得税 162,500円以上 212,500円未満	54,500	27,250	30,600	15,300	51,300	25,650	30,600	15,300	46,300	23,150	30,600	15,300	61,000	58,000
D14	所得税 212,500円以上 272,500円未満	57,000	28,500	30,700	15,350	53,700	26,850	30,700	15,350	48,900	24,450	30,700	15,350		
D15	所得税 272,500円以上 332,500円未満	59,000	29,500	30,800	15,400	56,100	28,050	30,800	15,400	52,000	26,000	30,800	15,400		
D16	所得税 332,500円以上 413,000円未満	60,500	30,250	30,900	15,450	57,500	28,750	30,900	15,450	52,500	26,250	30,900	15,450		
D17	所得税 413,000円以上 483,000円未満	65,500	32,750	31,000	15,500	60,600	30,300	31,000	15,500	55,500	27,750	31,000	15,500		
D18	所得税 483,000円以上 548,000円未満	70,000	35,000	31,100	15,550	64,900	32,450	31,100	15,550	57,800	28,900	31,100	15,550		
D19	所得税 548,000円以上 633,000円未満	73,000	36,500	31,200	15,600	69,000	34,500	31,200	15,600	59,200	29,600	31,200	15,600	80,000	77,000
D20	所得税 633,000円以上 734,000円未満	74,000	37,000	31,300	15,650	71,100	35,550	31,300	15,650	64,200	31,900	31,300	15,650		
D21	所得税 734,000円以上 1,000,000円未満	81,500	40,750	31,400	15,700	75,000	37,500	31,400	15,700	68,800	34,400	31,400	15,700		
D22	所得税 1,000,000円以上	82,800	41,400	31,500	15,750	77,000	38,500	31,500	15,750	70,500	35,250	31,500	15,750	104,000	101,000